

社会資本整備審議会建築分科会 第13回官公庁施設部会

平成24年9月11日

【国土交通省】 定刻前ではございますが、委員の皆様、おそろいでございますので、これより社会資本整備審議会建築分科会官公庁施設部会を開会いたします。

本日は、委員の皆様方におかれましては、ご多忙中のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。私、当部会の事務局を務めております大臣官房官庁営繕部管理課の〇〇でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日、ご出席いただいております委員及び臨時委員の皆様方ですが、7名中6名の方々ご出席ということでございます。したがって、社会資本整備審議会令第9条第3項に基づきまして、定足数を満たし、当部会が成立しておりますことを、ここにご報告申し上げます。

なお、本日は、〇〇臨時委員はご欠席ということで何っておるところでございます。

開催に先立ちまして、本日付で官庁営繕部に異動がありますので、ご紹介申し上げます。まず〇〇官庁営繕部長でございます。

【国土交通省】 〇〇でございます。よろしく願いいたします。

【国土交通省】 次に、〇〇管理課長でございます。

【国土交通省】 〇〇と申します。よろしく願います。

【国土交通省】 なお、もう一人、官房審議官に〇〇が着任予定でございますが、現時点でまだ到着しておりませんので、後ほどまた、ご紹介をさせていただきます。

次に資料の確認をいたします。お手元の配付資料一覧をごらんいただきまして、資料の確認をお願いいたします。欠落等ございましたら、事務局までおっしゃっていただきたいと思っております。資料につきましては、資料と名前がついているものが資料1から資料4までの5種類、あと参考資料というものが1から4までの4種類ということで、合計9種類の資料が今回、配付資料ということになっております。よろしいでしょうか。

それでは議事に入らせていただきます。

それでは部会長、よろしく願いいたします。

【部会長】 それでは議事を進めさせていただきたいと思っております。お手元の議事次第にございますように、本日は、今まで数回ご議論いただきました部会報告の骨子ということ

で、これはまだ骨子の段階でございます。フレームワークの報告をして、それについて皆さん方から、本日はまさに忌憚のないご意見を賜ればと思っております。

それでは議事次第の2でございます。大津波等を想定した官庁施設の機能確保のあり方について、これは先ほど申しましたように、4月18日と7月7日の2回にわたりまして部会でご議論いただきました意見を踏まえてございます。資料の中に、いつの議事という形でまとめられていると思います。この骨子案につきましての意見交換をするということで、先ほど申しましたように、まだ骨子の段階ですので、忌憚のないご意見をいただければと思います。

それでは資料につきまして、まとめて官庁営繕部のほうから紹介をお願いしたいと思います。

【国土交通省】 資料1をごらんください。大津波等を想定した官庁施設の機能確保のあり方についてということで、部会の報告の骨子案を作成させていただきました。赤文字で書いておりますのは、これまでのご議論の中で提示いたしました資料でありますとか、ご議論いただいた内容でありますとか、そういったものと関連項目として挙げさせていただいております。

骨子案の、まず構成についてお話し申し上げます。Ⅰといたしまして、大津波等を想定した官庁施設の機能確保の基本的考え方としております。それからⅡが、少しページを繰っていただくこととなりますが、4ページ目の中ほどに出てまいります。当面実施すべき施策についてということで、これは本部会のほうから国交省に対して当面やるべき施策としてご提示いただくものということで、2段構成になっております。

1ページ目に戻っていただきまして、Ⅰの基本的考え方の中に、数字の1、2、3と、それが3段構成になっておりまして、1番目が津波への対応についてでございます。2番目が3ページ目の下ですけれども、地震対策の拡充について、それから3番目が4ページ目でございますが、施設の使用・保全についてということで構成をしております。

では1ページ目に戻っていただきまして、1番目の津波への対応についてから順次ご説明申し上げます。まず(1)といたしまして、立地の考え方を整理いたしております。丸の1つ目、官庁施設は津波等の災害に対する危険性の低い場所に立地することを原則とすべきであるということで、まず大前提を述べております。

丸の2つ目、入居予定官署の事務及び事業によっては、浸水のおそれのある場所への立地の必要性が高い場合もあるため、沿岸部への立地検討に当たっては、次の点を含めて総

合的に勘案した上で、慎重に計画敷地を選定する必要がある。

アといたしまして、入居予定官署の事務及び事業の内容に応じた立地の必要性、イ. 地域防災計画等における津波防災に関する方針、ウ. 計画敷地の地理的条件、エ. 計画敷地での施設の機能確保の目標達成の見通しということで4項目挙げております。

それから「加えて」ということで、周辺からの危険物の漂着による火災等の二次災害が生じる可能性など、計画敷地の周辺状況に留意する必要があるということで、立地の考え方を整理させていただいております。

(2) 施設整備における機能確保の目標の考え方でございます。津波による浸水が想定される地域に立地する施設の機能確保の目標は、「比較的発生頻度の高い津波」と「最大クラスの津波」の2つのレベルの津波について、次のとおりとすべきである。

前者に対しては、人命の安全確保を最優先とし、津波収束後に入居官署の事務及び事業の早期の再開が可能であること。

後者に対しては、入居官署の避難計画や業務継続計画等に定められる対策と連携しつつ、人命の安全確保を最優先とし、災害応急対策の拠点としての機能が求められる場合は、その確保を図ることとしております。

めくっていただきまして2ページ目、今、申し上げたのが目標でございまして、(3) が俗に言うレベル1津波への対策の考え方、(4) が最大クラス、レベル2津波への対策の考え方となります。

まずレベル1のほうですけれども、比較的発生頻度の高い津波に対しては、当該津波高を基準として海岸堤防等の海岸保全施設等の整備が進められているところであるため、施設整備上の対策については、海岸保全施設等の整備状況と計画敷地の標高に応じ、入居予定官署等と十分な調整を図った上で必要な対策を講じることが重要である。

それから(4)、レベル2津波に対する対策の考え方ですが、①企画立案段階での調整(ソフト対策との連携強化)。1つ目の丸ですけれども、今回の震災により、官庁施設整備においても、入居予定官署の避難計画及び業務継続計画等に定められる対策(ソフト対策)と施設整備上の対策(ハード対策)の連携の重要性が改めて認識され、津波からの一時避難場所としての機能確保という新たなニーズも生じている。

官庁施設整備におけるソフト対策とハード対策の連携強化のためには、その企画立案段階において、地域防災計画等における津波防災に関する方針や地域住民の一時避難等に関する地域ニーズを把握した上で、入居予定官署の事務及び事業から定まる施設整備の要件

を踏まえ、ソフト対策とハード対策の役割分担を明確にしておく必要がある。

災害応急対策の拠点としての機能が求められる施設であっても、入居予定官署と地方公共団体等との協定による代替拠点の確保などのソフト対策が可能であれば、「最大クラスの津波に対して当該施設を拠点として使用するためのハード対策は講じない」という選択肢も視野に入れる必要がある。

地方公共団体から最大クラスの津波に対する一時避難場所としての機能確保を要請された場合には、必要に応じて所要の建物規模及び高さを確保するために、地方公共団体等と合築することも視野に入れる必要がある。

3 ページ目、②でございますけれども、企画立案の内容を踏まえた施設整備。企画立案段階における調整の結果を踏まえ、災害応急対策活動の拠点となる室や自家発電設備等の上層階への設置など、施設整備上の所要の対策を講じることが必要である。

施設の設計に当たっては、津波防災等に関する将来的な状況の変化に柔軟に対応できるよう配慮する必要がある。

これらの場合、ハード対策の必要性や効果と、導入によるコスト増や維持管理上の負担増を視野に入れた十分な検討を行う必要があるとしております。

ここまでの、新築といいたまいますか、官庁施設全体の整備に関する考え方を整理してみたものでございます。

少しポンチ絵をつけておりますので、そちらのご説明をさせていただきます。資料 2-1 をごらんください。水色でレベル 1 津波、赤色でレベル 2 津波に対する、今ご説明申し上げた内容をポンチ絵化したものでございますが、右側に目標が書いております。水色のほうにつきましては、人命の安全確保を最優先として津波収束後に入居予定官署の事務・事業の早期の再開が可能、レベル 2 に対しては、災害応急対策の拠点としての機能を確保という目標になっておりまして、左側に対策を書いておりますけれども、水色のほう、括弧書きで海岸保全施設等の整備と書いておりますが、こちらはご存じのとおり海岸管理者、都道府県知事等が実施する対策でございます。それに対して施設整備上の対策、私どもが行いますハード対策と連携をとった形でレベル 1 津波の目標を達成する。

それからその下に小さな水色の四角が 3 つ並んでおりますけれども、地域防災計画等との整合であったり、入居官署との防災情報等の共有化であったり、平常時の適正な保全であったりということは、当然のこととして附属するということになります。

レベル 2 津波に対しましては、まず入居官署が策定する避難計画等に定められるソフト

対策と、そのソフト対策と連携したハード対策ということで、ソフトとハードの連携によって目標達成をするというのが資料2-1でございます。

それから資料2-2をごらんください。今、申し上げました目標を達成していると考えられる事例ということで3つ挙げております。まず例1でございますけれども、高台等における代替機能の確保、これをレベル2対応として図っております。絵が少し見づらいかもしれませんが、高台の上に少しグレーがかった建物があるかと思いますが、こちらは私どもが整備する施設ということではなくて、地方公共団体の庁舎等のイメージでございます。その中に赤色の部屋が図示してございますが、これが災害活動拠点室のイメージでございます。そのビルの下に緑色の囲みがございますが、こちらが一時的な避難場所のイメージでございます。すなわち最大クラスの津波、その絵でいいますと薄い水色になっておりますけれども、最大クラスの津波については、避難も、災害活動の拠点としての機能も、すべて高台に準備するということができるのであれば、真ん中に濃い囲みで官庁施設が描いておりますが、官庁施設については施設の中で特段のレベル2対応はしない。

次にレベル1対応ですけれども、こちらについても海岸保全施設が茶色の台形で描いておりますが、海岸保全施設によってレベル1高さの津波が防御されておりますので、こちらについても官庁施設としてはハード対策としてのレベル1対応はしないという絵になっております。つまり例1といたしましては、官庁施設のハード対策としては特段のハード対策というものが行われていない例ということになります。

それから例2でございますけれども、こちらのほうをまず見ていただくとおわかりのとおり、海岸保全施設が未整備の例になっておりまして、濃い青色のレベル1の津波が建物まで来るという想定になっておりまして、そういう意味でレベル1対応をハード対策として建物側でしております。具体的な例といたしましては、まず3つポツが並んでおります真ん中でございますけれども、代替が比較的容易な室等の下層階への集約ということで、具体的には会議室とかそういったものをイメージしておりますが、そういったものを下層階に集約するということと、それから止水板等の設置ということで、このレベル1の津波を極力防除するという対策を講じるというのがレベル1対策です。

それからレベル2対策といたしましては、これはもう上層階に部屋を設置するほかに有効な手段が見当たりませんので、建物高さを確保し、レベル1よりも高い位置に災害拠点室と一時的な避難場所を設置しているという例になっております。

それから例3でございますが、こちらは例2との対になっておりまして、海岸保全施設がある場合については、当然レベル1津波が防除されますので、施設側でのレベル1対応は不要という絵になっております。

それから資料3で、少し細かい資料になっておりまして恐縮ですが、参考に近いものでございますが、現状、各分野で津波対策に関する方針がどのように出されているかというものを抜粋して整理してみたものでございます。海岸、港湾、それから裏面に行っていただきまして河川、それから下水道と4分野につきまして津波対策に関する方針を、これまで出ております答申、報告等から抜粋してみたものでございます。

非常に簡単にご説明申し上げますと、海岸と港湾と河川につきましては堤ですね、防潮堤、防波堤、河川については河川の堤でございますけれども、そういったものについての方針が、その3つについては書かれてございます。いずれもレベル1と、レベル1を超えてレベル2という2つの区分で書かれております。

それから下水道が最後に出てまいります、下水道につきましては、少し官庁施設に似たような種類といいたしでしょうか、つまり防潮堤で守られる内側に存在するものとして書かれておりまして、例えば今、絵でも申し上げました海岸保全施設等が未整備もしくは整備が十分でない場合の下水道としての対策といったものも書かれているところでございます。

それから港湾につきましては、港湾施設ということで、例えば石油コンビナート等ですね、港湾に所在する港湾施設に関する対策といったものについても言及がございます。

資料2-1、2-2、資料3のご説明は以上でございます。

続きまして骨子案に戻っていただきまして、3ページ目の(5)、津波対策の(5)ということになります。既存施設への対策でございます。

既存施設については、入居官署の事務及び事業、津波浸水想定、敷地の標高等に応じて、現に使用している建物に対して合理的かつ効果的な対策を講じることが重要である。特に、一時避難場所としての機能や災害応急対策の拠点としての機能が求められる施設については、入居官署や地方公共団体と十分に調整し、ソフト対策とハード対策の連携を図った上で、可能な限り当該機能を確保するための対策を講じる必要がある。

ただし、津波襲来時に人命の安全が確保されないおそれがある施設については、津波による浸水の危険性のより低い場所への速やかな移転等を検討する必要がある、と整理させていただきました。

それから、こちらについてもポンチ絵を資料4としておつけしておりますのでごらんく

ださい。今、文章として申し上げたことを少し表として整理してみたものでございます。既存施設への津波対策（ハード対策）の検討の方向性（案）ということです。こちら水色で2つに区分しておりますが、区分の左側、最大クラスの津波で建物上層に所要の床面積が確保できるというのが左側、それから右側が最大クラスの津波で全フロアが浸水するという場合の2パターンです。横軸、紫で4項目挙げておりますけれども、1. 一時的避難場所としての対策、2. 活動拠点室等の機能確保のための対策、3. 構造体の耐浪性確保の対策、4. 早期の業務再開のための対策という4つにしております。

最大クラスの津波で床面積が確保できる場合は当然のことながら、その床を生かすために1、2、3、4のすべての対策を最大クラスの津波を想定して実施するという表になっています。既存施設ですので、最大クラスの津波で全フロアが浸水する場合がありますけれども、まず1. の避難場所としての対策としては講じない、ハード対策としては講じないということで考えておまして、注1をつけておりますが、大津波警報が、現在、津波の高さ3メートルを超えますと大津波警報が発令されることになっておりますが、在庁者につきましては大津波警報が発令されますと、当然、高台等に避難するということを前提としております。

それから2. 活動拠点室等の機能確保のための対策でございますが、こちらは最大クラスで浸水するわけですから、まずソフト対策による機能確保というのを基本とする。しかしながら代替拠点の確保等が困難な場合などでは、やむを得ない場合、所要の機能を確保するための対策を講じる。

それから3. 構造体の耐浪性確保の対策でございますけれども、その災害応急対策活動の拠点としての使用に対して、所要の耐浪性を確保するための対策を講じるという整理にしております。

以上、資料4の説明は以上でございます。

それから3ページ目の下、2. 地震対策の拡充についてでございます。こちら論点整理の段階から挙げさせていただいている項目でございますので、読ませていただきます。

まず1番目、長時間にわたる長周期地震動に対しては、特に超高層や高層の施設について、地震時の変形を抑制するなどの対策を講じるとともに、エレベーター設備における対策を進めていく必要がある。

また、地震による外力を受けた建築構造部材の状況を確認できるような措置を講じる必要がある。

これまで必ずしも液状化対策が講じられていなかった屋外管路下や構内通路などについても、必要に応じて液状化対策を進める必要がある。

天井材、家具等について、地震動による落下等の防止策を強化する必要がある。特に一時避難場所への避難動線が確保されるよう配慮する必要がある。

4 ページ目でございます。ただし、家具等については、建物完成後に施設利用者が設置する機会が多いため、施設整備の段階で将来的に家具等が固定できるような工夫を施しておき、その場所と方法を確実に施設利用者に伝達するなどの対策をとることが重要である。

対策関係は以上でございます。

3. 施設の使用・保全についてでございますが、1つ目の丸、各施設がどのような機能・性能を有しているか、例えば、非常用コンセントの位置などの詳細な内容等も含めて入居官署に確実に伝達され、業務継続計画への反映等により、その情報が受け継がれていくようにする必要がある。

特に津波に対しては、当該施設における業務継続や建物上層への一時的な避難の可否について、また、止水板等の関連する設備等の機能・性能に関する必要な情報について、入居官署に周知されている必要がある。

施設の被災状況等の点検や応急復旧のためのチェックポイント、応急復旧に当たっての保安上の留意事項などについて専門的な立場からの情報提供等が必要である。

災害時に、官庁施設が所要の機能を発揮するためには、平常時の適正な保全が不可欠である。特に自家発電設備などの災害時に使用する機器等の適正な保全を考慮する必要がある。

以上が基本的考え方でございます。

それから4 ページ目の後段から、当面実施すべき施策となりますが、当然、基本的考え方を受けた施策ということになりますので、かなり内容的には重複する部分がございます。まず1. 関連基準等の見直しです。

官庁施設における津波への対応を「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」（以下、「位置、規模、構造に関する基準」という。）に規定する。また、津波による外力及び浸水について、官庁施設が保有すべき性能及びその性能を確保するための技術基準を改定する。

また、長時間にわたる長周期地震動への対応、屋外管路下等の液状化対策、建築非構造材の耐震性能の確保に関して、技術基準を改定する。



また、施設整備に関する基準に対応して、保全に関する基準についても必要な改定を行う。

さらに、入居官署によるソフト対策を支援するための指針等についても必要な見直しを行う。

2. 津波防災を視野に入れた施設整備の推進。津波による浸水が想定される地域に立地する施設の整備に当たっては、地域防災計画等における津波防災に関する方針を踏まえ、施設整備上の対策の範囲等の条件整理を含め、入居予定官署や地方公共団体と津波防災を視野に入れた調整を行う。

その際、当該施設において一時避難場所の確保が可能な場合には、避難施設としての位置づけに対する地域ニーズの有無を確認した上で施設整備を行う。

既存施設についても、入居官署等と調整し、個別に施設整備上の対策の範囲を定めた上で改修等を計画的に実施する。

3. 津波防災の視点を踏まえた意見書制度の実施。各省各庁が作成する営繕計画書に対して、「位置、規模、構造に関する基準」に照らして技術的見地から意見を述べるに当たり、津波防災の視点を追加する。

4. 施設が有する機能・性能に関する情報等の伝達。入居官署におけるソフト対策の拡充に役立てられるよう、施設が有する機能・性能に関する情報を入居官署に適時に提供する。

また、近傍の海岸保全施設等の状況、津波浸水想定、地域防災計画等における津波防災に関する方針など、各施設の周辺状況の変化について必要に応じて入居官署と情報共有を図るとしております。

以上、骨子案についてのご説明でございます。

**【部会長】** どうもありがとうございました。あと参考資料1、2、3をご用意いただいております。1つは参考資料2、これ昨年の12月に津波防災地域づくりに関する法律という形でまとめたものと、それから参考資料3が7月の「日本再生戦略」の閣議決定ということで、国の方針というのがこういう形で表明されているということです。何かこれについて、ご紹介いただくことはありますでしょうか。

**【国土交通省】** はい、それでは参考資料についても簡単に触れさせていただきます。

まず参考資料1でございますが、既にご存じの内容かとも思いますけれども、海岸堤防の高さの設定手法というものでございまして、レベル1の定め方についての方針でございます。これは国交省から海岸管理者に対して通知が出されてございまして、下に山のような

絵があって、一番上、その山の上に水色の線が引いてあって、東日本大震災の津波高さが掲示されておりますが、その下に3本水色の線がございまして、1896年、1933年、1960年の津波の3つの高さがあります。

非常に簡単に申し上げますと、比較的頻度の高い津波というのは、この下の3本のような津波を想定しなさいという方針になっておりまして、頻度といたしましては、この青い矢印の右に書いておりますが、数十年から百数十年の頻度ということで明示をしているところでございます。

めくっていただきまして、岩手県の地図が出てまいります。こちらのほう、海岸ごとに定めることになっておりまして、右側に棒グラフのようなものが出ていますが、それぞれ海岸ごとに堤防の高さをどうするかというのを今のレベル1の高さに合わせて定めるということになっております。その棒グラフの赤色の線、これが今回の震災を踏まえて、国交省からの通知を踏まえて、海岸管理者が定めた堤防の高さでございまして、これよりも少し低いところがレベル1だと見ていただければよろしいかと思えます。岩手県についてはおおむね10メートル、レベル1が10メートルであるということがおわかりになるかと思えます。

最後のページには、同じく宮城県の堤防高さが出ておりますけれども、宮城県につきましては今の棒グラフの赤線が大体5メートルから10メートルのあたりですので、おおむねで言いますと5メートル超というあたりがレベル1のおおむねの高さの平均ということが言えるというのが参考資料1でございまして。

それから参考資料2でございまして。津波防災地域づくりに関する法律でございまして、こちらのほうは文字どおり、パワーポイントの1ページ目の下側に書いておりますとおり、国交大臣の基本指針を踏まえまして、まず津波浸水想定を都道府県知事が定めるということになっております。これはレベル2に対する津波浸水想定でございまして、最悪の状態を想定するということになっておりまして、つまり堤防は越流するという前提で定めるということになっております。

それから推進計画は市町村が定めるということになっておりまして、その推進計画の中には私どもに関係します津波避難施設、津波避難ビルの指定等もその中に含まれているという内容になっております。

簡単にそのメニューが、ページでいいますと右下に21と書いています、最後から2番目のページの上側の絵ですね。イメージとしてはこういったイメージの、区域を定めて、

特別警戒区域、警戒区域、想定区域ということで区域を定めて、それぞれの対策を講じるというイメージを示した法律でございます。

それから参考資料3でございます。「日本再生戦略」ですが、こちらについては関連部分のみ抜粋をし、下線を引かせていただいております。下線部分を読ませていただきますと、「人命が失われなことを最重視し、災害時の被害を最小化する『減災』の考え方に基づき、施設の耐震化や治水施設の整備等のハード対策と、警戒避難体制の強化などのソフト対策を組み合わせる災害に備えなければならない」ということが記載されております。

その下のスケジュール表ですが、細かくなっておって恐縮ですけれども、おおむね2020年までに「人命が第一」の考え方のもと、災害による国民の生活、経済・産業への被害をできる限り軽減するための措置を講じるということで定められているものでございます。

それから参考資料4、「社会資本整備重点計画」、こちらが8月31日に閣議決定されたところでございますけれども、こちらについても関連部分を抜粋しております。第2章の社会資本整備のあるべき姿の中に「津波」という項目がございます。そのうち実施すべき事業・施策のところの下線を引いておりますが、「最大クラスの津波に対しては、減災の考え方に基づき、人命が失われなことを最重視し、『逃げる』ことを前提に、地域ごとの特性を踏まえ、海岸・河川堤防等のハード整備と、津波浸水想定を踏まえた避難訓練の実施や避難施設の確保などのソフト対策の組み合わせにより、津波災害に強い地域づくりを推進する。比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては海岸堤防等の海岸保全施設等を整備する。」

それから、その次の下線ですが、「おおむね数十年から百数十年に一回程度の頻度で発生する比較的発生頻度の高い一定程度の津波高を想定し、海岸保全施設等を整備する」。

それから、その下部分ですけれども、「最大クラスの津波が悪条件下において発生した際に想定される浸水範囲や浸水深を示した上で、津波災害警戒区域等の指定による警戒避難体制の整備や一定の開発行為等の制限、高台への移転の検討等を通じ、津波災害に強い地域づくりを進める」ということで、これは先ほどの法律の中身を示しております。

それから2枚目、今の続きでございますけれども、「津波避難施設や避難地、避難路の整備や津波防災に関する地域住民の活動に対する支援を推進し、津波到達時間内での避難を可能にし、市街地等の安全性を向上させる」ということになっております。

官庁施設に関する記載といたしましては、「防災拠点となる官庁施設等の耐震化を進める」

ということが災害応急対応の中に書かれている。

それから第3章でございますけれども、こちらは整備目標が書かれておりまして、まず防災関連施設等の耐震対策に関する目標が示されております。例えば、その下、東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等において今後対策が必要な河川管理施設の耐震化率といったものが、現在0%のところ、河川堤防で言えば77%。

それからその下、海岸堤防等の整備率につきましては、現在28%のところ、66%。

それから地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率については、34%のところ、70%という目標が掲げられております。

それから、その次のページでございますけれども、下線部分でございますが、地震の切迫性が高い地域における津波対策として、河川堤防の津波対策実施率が、現在0%のところ、75%とされております。

それから津波防災地域づくりに関する記載の中では、確実な避難により被害者を出さないための安全な避難場所及び避難路の確保といったことが定められているところでございます。

以上でございます。

**【部会長】** どうもありがとうございました。参考資料は昨今の津波対策に関するいろいろな施策を少しまとめていただいたものでございます。

それでは、本日の議題は、この資料1の骨子案についてのご意見を、こういうことをもうちょっと含めたほうがいいのか、これは不要じゃないかだとか、ちょっと表現がまずいんじゃないかとか、そういうことすべてでございます。これは本日のところ、今、〇〇さんのほうからご紹介いただいたように、骨子ということで、これに文章を肉づけしていくわけですが、目次だと思っていただければ、こんな構成だということでございます。

それでは、最初にIのほうのこの基本的な考え方で、既存施設、地震対策というのが入りますが、資料でいくと4ページの半ばまで、当面実施すべき施策の前までについて、各委員のほうから、先ほど来から申し上げますように、ぜひご自由にご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょう。どうぞ、〇〇先生。

**【委員】** まず資料1の1ページ目の(1)の立地の考え方なんです、ここでは基本的に危険性の低い立地だとか、敷地の選定の方法とあるんですが、できればこの中にもう一つ、実際には施設が単独であるわけじゃなくて、実際にいろいろなインフラだとかそういうのがあって機能するので、そこの関係を少し書いたほうがいいかなと思えました。

それはもちろん施設内に、例えば発電機みたいなものを持つというのものもあるでしょうし、場合によっては水道や何かのアクセスというのがあるかなと思いました。

ついでに言いますと、何か起きたときに、そこがやっぱり拠点になりますので、拠点にアクセスするという機能も重要なかなと思うので、計画敷地の地理的条件に入るのかもしれないんですけども、そういう視点も入れたほうがいいかなという感じがいたしました。

それからもう一つ、おそらく施設だけでいろいろなものが機能するわけじゃなくて施設の周りの、例えば駐車場だとかそういったオープンスペースも含めていろいろ機能させていくという発想もあってもいいのかなと。建物のことだけ考えるんじゃなくて、敷地におけるオープンスペースも含めた発想というのをちょっと入れてもいいかなと思いました。

それからもう一つ、2つ目なんですけれども、資料4で、ちょっとこれ誤解を生じるかなと思ったのは、注1というのが最大クラスの津波でって書いてあって、大津波警報と書いてありますが、大津波警報と最大クラスの津波というのは違う概念なので、ちょっと場合によっては誤った印象を与えるかなと思います。これは細かい話です。

それで大きな構成として、できれば入れていただけたほうがいいかなと思うのは、実際にこういう施設をつくるときに、やっぱりいろいろなジレンマに直面するんだと思うんです。例えば費用の問題と、施設をどれだけ堅固にするかというので、そのときに、ここまではある程度費用を犠牲にしても確保するんだと、けどここから先は費用のことを十分考えてやるんだみたいな、ある種の考え方の整理みたいなのを入れたほうがいいのかなと思いました。全部、勘案すると書いてあるので、勘案するというと、だれが勘案するかというと、これを読んだ人がそれぞれに勘案するので、それぞれ対応が変わるわけですね。変わってもいいものもあると思うんですが、中にはやはり最低限の安全性というのを、やっぱりここは非常に重要なんだとか、そういう指針みたいなのがやっぱりないといけないのかなと思ったので、何かそういうのが、最初の基本的考え方のどこかに入るといいのかなと思いました。

以上です。

**【部会長】** どうもありがとうございます。一番最後の点については、コストの話で、これどこかに触れてはいましたね。

**【委員】** コストだけじゃないと思うんですけどもね。いろいろなジレンマというか、こっちを立てるとあっちが立たないみたいなものがあつたときに、どういう判断をするか

という考え方ですね。

【部会長】 ありがとうございます。ややもすると内閣府の数十メートルというのが、もう対策不能という形で手放したくなるような感じなんですけれども、実際的には資料1で書かれているように岩手、宮城といったところで、これぐらいの数字ということでございます。特段高い30メートルというのもありますけれども、こんな数字だということでご理解いただければと思います。

ほかに何かございますか。

【委員】 2、3点あります。今の〇〇先生の意見と同じような部分があります。最後におっしゃったトレードオフというのか、それはちょっと専門的に言うと多目的計画法という考え方があるって、目的関数と制約条件式を書くと、多くの場合、制約条件式が厳しいと目的関数は意味をなさないという問題に陥ってしまうんですよ。ですから、そのぐらいのセンスの中で、評価価値をどう見てどう解くかということを勉強されたほうがいいかなというのが1つです。

それから2番目は、やっぱりこの拠点の中で、これも〇〇先生も発言されましたが、何をするかということ。この中でも拠点としての機能が求められる施設があるんですけども、具体的に地公体と協議するというのはどういう内容なのか。これは前から申しますように、東日本の大震災の経験で、実際にその辺の連携はどう行われたのか。今回いろいろな地域でやる場合に、どんなことを考えるかというのはそれぞれまさに宮城県、それから岩手県、それぞれの地域で違いますし、東南海になるともっといろいろな多様な地域になる。それぞれのところでの、暫定的にでもどんなことをやるんだという、少し見通しを考えておかないと。これは営繕がやるべきことじゃないと思いますけれども、要するに地公体と連携という意味では、それをやっぱり視野に入れるというのが基本方針の中でももう少し具体的に書かれたほうがいいだろうと思います。

それから3点目は、私も素人でわからないんですが、津波でほんとうに建物が、地震は耐震診断とかされているんですが、耐津波診断というか、ほんとうに津波が来ても大丈夫かという診断。東北の経験で予想外に倒れたような建物もあるわけですね。そうすると、今までの、これは部会長の専門かもしれませんが、これは潰れる可能性があって危ないよというのは案外あるんじゃないかと。ですから3ページの(5)の既存施設への対策というところで、今あるもので、どの程度のものが耐え得るのかということですね。特に南海トラフなんかでありますと新幹線も大丈夫なのか僕は実は非常に心配していて、いつ飛行

機にかえるといいのかなんて冗談じゃなく考えたりしています。だからその辺もやっぱりもう少し国民に対して、きちんと公共施設の情報を開示しながら、耐津波対策というものを明確にしたほうがいいんじゃないかと思います。

以上、3点です。

【部会長】 何か事務局のほうから、よろしいですか。

今の〇〇先生のお話の災害拠点ということなんですけれども、多分この官庁施設部会で扱う場合、どんな機能が、どんな官庁が入る施設かというのが、必ずしも固定はしていないんですね。場所によって、例えば農林行政と国土交通行政の海岸行政が入ったり、ある場合は財務省関係の施設が入ったりということで、ちょっと表現的に難しい。何か、我々が言う事例解析な、事例検討みたいなものだったらでき得るかもしれませんが、一般論として書くのはかなり難しいなど。

【委員】 一般論でここにそれを書きましょうという意味じゃなくて、この拠点の話が書いてありますけれども、具体的に各地でその検討を進めないといけないということですね。その部分がかかなり強く言われていないと、来れば何とかするということだと日本人はわりと後追的になってしまうんですね。そうではなくて、事前計画がいかに重要かということの指摘が要るんじゃないかと思います。

【部会長】 わかりました。これは、ご検討いただくということにしたいと思いますけれども。

【国土交通省】 工夫します。

【委員】 この官庁施設ですけれども、やっぱり新規に整備する施設と既存の施設でかなり意味が違うと思いますので、新規の施設であれば立地についてはああだこうだと言えますが、今あるものはもう変えようがないので。ただこれから、財政難というかこういうご時世において、おそらく新しい施設をこれから、官庁施設をどうつくるかよりは、今ある施設をどう長もちさせるかのほうが、私、経済学者なんで、財政的には重要になってくる。となってくると今度は既存施設において、この今言ったような対策がほんとうに講じられるかどうかというのがほんとうは問われなきゃいけないのかなという気がします。

既存施設への対策というのは3ページで(5)にちょろっと書いてあるだけなんですけど、書いていることはもっともだと思うんですけれども、例えばじゃあ今の施設はほんとうに大丈夫なの？ そもそもどういうところであって、レベル1、レベル2に対してそれぞれどういう対応ができていくのかということ。それから、先ほどもご指摘があったように、

その中にある施設で、特に災害後優先的に機能を保全しなきゃいけないところはどこなのかということ。既存施設の現状を把握して、今どこまでそれが安全かどうかということとはちょっと考えておく必要があるのと、繰り返しになっちゃいますけれども、優先順位。先ほどコストという問題が出てきましたが、やっぱり優先順位をつけないと、つまりまずどこを守るべきなのか。どういった機能は保全しなきゃいけないのか。具体的にはどこの官舎ですね、どこの官庁施設をまず最初に優先的に対処していくのかということ。やっぱりこの辺を明確にするという方向を立てないと、やっぱりどうしても総花的になっちゃうのかなという気がします。

【部会長】 既存施設というのが今、国の政策全体として重要視されている方向ではないかと思しますので、(5)のところは、もうちょっと細かいところまで触れるという方向が望ましい。

【国土交通省】 今の件ですけれども、官庁営繕部では既存施設がどのような今、性能を持っているかとか、どのように劣化しているかとか、そういうことは悉皆的に調べているんですが、〇〇先生ご指摘のように、耐津波についてどうなのかというメニューは現在のところ、今地震、災害を受けて応急的には調べている箇所はありますけれども、全国的にそういう視点でそういう調査項目は起こせていないので、そこは今後、当然そういうところも含めて現状把握は必要かと思しますので、そこは充実させていきたいと思えます。

【委員】 関連なんですけれども。

【部会長】 どうぞ。

【委員】 今の点で、私も既存施設への対策があまりに記述が少な過ぎて、既存不適格ということはないわけだから、それは新しく基準をつくったら、それを管理者に対して、営繕からの指摘事項という形で、事実上であっていいので、リスト化して出すということが重要だと思うんですね。

そのときにモデルになるのは、この新規のものについてどういうリスト、メニューをつくるかということだと思うんですが、そういう点で言うと、3ページの②の新規のものについて、例えば、災害応急対策活動の拠点となる室というのが、行政の性質としてどういうものが想定されるのかというぐらいの具体的なリストみたいなものですね。組織で書くか、機能で書くかという問題があるかと思うんですが、それをつくる必要があるし、それから自家発電設備等の上層階への設置などもあるんですけれども、これは4ページ目にも自家発電の話、4ページ目の3の最後の丸にも出てくるわけですが、この「等」に何が入



のかというのは、もう少し書き込んだほうがよくて、どういう設備について留意すべきなのかということについては、これはもっとリストをちゃんとつくって、可能であれば、この今回の報告書の中で別表でもつけて、こういうものという形で、現時点で想定できるものについては、言われた相手に対応しやすいようにしていくという必要があるんじゃないかなと思っております。

あと別の件では、地方公共団体との調整という話は、これは何か制度的な取っかかりはあるんですか。事実上、行政としてやっているというレベルを超えて何かあるのか、ないのかということ、ちょっとお伺いだけしたいんですが。

【国土交通省】 制度的にはないですね。つまり一般事業者としていうことです。建物を建てる者としての調整ということですよ。

【委員】 ですよ。だから合築を念頭に入れるとか、突然、具体的な話が出てくるのはやや違和感があるんですけども、やったほうがいいと思いますが、ちぐはぐな感じが少し全体としてします。

【国土交通省】 制度的にはないです。実態としてそういうことを進めていかないと、財政事情とかいろいろ考えて。

【委員】 それを何かうまく、少し方向づけるような記述を、せめて報告書レベルでは書くということなんですかね。

【部会長】 ○○先生の行政法と私のようなテクノクラートというのか、ちょっとこの提案の見方が違う。これに関してはやはり官庁だけではできないだろうと。実際的にやるとなったら地方公共団体、もっと言えば民間企業も含めて建てていかなくちゃいけないという社会的現実性から部会で議論したことなんですね。それが今、こういうことが行政法的に、ちょっと違和感を覚えるというようなご発言なんですけれども、実態としてはそれをやらないと多分、現実味のあるような回答はできないだろうと。例示すれば、官庁営繕部のほうで整備しなくちゃいけない施設というのが必ずしも大規模なものではないと。三、四階もあれば十分な機能が確保できるようなところに、例えば10メートルの津波だとすれば、下2階部分は使えなくなるだろうと。そうするともうちょっと規模の大きな施設を全体で地域計画も含めてつくるとというのが、かなり現実味というのか、1つの可能性ではないかという。それはかなり技術的な、もしくは社会的な背景から議論された点なんですね。

【委員】 いえ、多分方向性は同じなんですよ。なんですけれども、だから多分、不一

致はなかろうとされていて、なかなかこういうの書いたからといって効果があるというわけでもないので、ただと言ったらいいんじゃないんですかという趣旨なんです。

それで、だからちょっと気になっているのは、5ページ目のところで当面実施すべき施策がありますけれども、例えば官庁営繕部が何か言っていくツールですよ。3.のところに意見書制度の実施というのがありますけれども、これだと現状、営繕計画書に対して各省については一応制度的に言えるというふうになっていて、だから管理、さっきの、既存施設については、例えば管理のやり方というところに問題があって、レイアウトをどう変えるとかそんな話ですよ。だから、わからないけれども、準意見書制度みたいなのを仮につくって、既存施設についてこういう意見ができますということを内部的、内部とか官庁営繕部の中で制度化すると、こういうものとしてできますよ。一応、聞くかどうかは別にして、それに準じた形で対応するとかというふうに具体化すると、そういう観点での施策が進められるということになりますよね。

【国土交通省】 そうですね。ちょっと努力してみます。

【委員】 努力。準でレベル1とレベル2で、1は各省にして、2は自治体について要望書みたいにするとか、ちょっと抵抗のない形で考えられたらいいんじゃないでしょうか。

【部会長】 よろしいですか。〇〇先生。

【委員】 これ、基本的考え方というので、津波について考えると、(1)が立地で、(2)が機能確保で、(3)がレベル1ですかね、(4)がレベル2で、それで(5)が既存のというふうに整然となっているようなんですけれども、対応の考え方を見たときに、場所的対応と空間的対応の2つが考えられて、(1)は立地だから場所的対応についてで、(2)については基本的には空間的対応ということだと思いますね。それが(3)以降でいろいろ、ちょっとまざってきちゃっていて、例えば上層階へ自家発電を持っていけとか何とかというのは空間的対応なんだけれども、あるところから地方公共団体と合築を視野に入れるとか。それで一番難しくなってしまうのが既存施設のところで、前半では、何ていうんでしょうかね、空間的対応のことを言っていて、一番最後には危険性のより低い場所への移転等を検討すべきだ。場所的対応に最後は持っていかなきゃダメだって。だからこれをうまく整理していただかないと、ある場合には建物で対処する、ある場合には地域計画なり、移転なりで抜本的に変えるんだと、それをちょっと混乱しちゃっているような気がするので、その辺よろしくお願いします。

【国土交通省】 未整理かもしれないので、クリアに改めていきます。

【委員】 津波の前に地震が来て、それに対してある強度を維持していないと津波に耐えられないのですが、地震については耐震クラスという実績のある評価方法が、その建物がどういう機能を果たさなくてはいけないかが官庁施設の総合耐震計画標準で示されているのですが、津波に対してどういう機能を持たせないといけないかが、まだ決まっていないと思っています。ただ、地震の場合は耐震性というか、地震の揺れに対して機能を維持しなければならないことと、その後、津波が来ても、機能を維持しなければならないことの2つが問われていると思うのです。

そのときに、地震に対しての機能維持と津波に対する機能維持をうまく整合性をとる。津波が来ないところは地震だけでよいのですが、津波に対する要求が、地震に対する要求とかけ離れていると、どのような性能の建物をつくっていけばよいのか齟齬を来す。地震に対してはあまり要求のない建物に、津波に対して避難のための機能を持たせるには、本来は、耐震性能まで戻って評価をやり直さないといけない。この評価のときに、津波だけで機能維持をしても、地震動に対する機能を持った上で津波に対するという見方をしないと、ほんとうにその建物の津波に対する重要性が果たせなくなるのではないかと気になっています。

そういう意味で、耐震性と津波に対する性能は、建物の機能のクラス分けの整合がとれている必要があると思っています。

既存の場合にも同じことが言えて、耐震性については耐震診断が今まで行われていますが、津波に対する性能が付加されたときに、耐震性の目標も変わってくる場合が出てくると思っています。それを性能として整理していかないと、津波は津波、地震は地震で勝手にそれぞれの担当者が診断してしまうような気がしています。そこをうまくリンクさせるというか整合性をとるような、目標の設定の仕方が既存についても必要になると思います。

【部会長】 いかがでしょうか。官庁施設の耐震基準は新設と改修の2本立てになっていて、耐震クラスというのが規定されている。それとこれをどうリンクさせるかということについて、私もちょっと話を受けたときはあまり考えてはいなかったんですけども、耐震クラスを今いじるとかいう気はないですね。

【国土交通省】 ないです。

【委員】 耐震クラス3になると、人命保護でよいのですよね。そうすると地震のときはある程度損傷を許容していることになる。そこに津波が来たら、もたない可能性がある。そう言いながら耐震クラス3の建物に津波に対する要求を出した場合に、耐震クラスをど

うするのが見えていないところがあり、私自身もそこが、どのようにしていけばよいか悩ましいところだと思っています。津波のために耐震クラスを上げなければならないときに、耐震クラスの枠の中で勝手にできるのかどうか気になります。

【部会長】 わかりました。多分ちょっと事務的に官庁営繕の性能についていろいろな情報をお持ちの事務局のほうで、耐震クラスに要求される機能・性能というものと、耐津波に対する機能・性能というのが、津波のクラスは今ご提案されていないんですけれども、ずれているものは、僕としては基本的にそういうものはないと思っている。

機能から決まって、2つの外力事象に対して確保すべき機能は1つだと私は考えているんですけれども、もしそれがずれるようなものがあるかどうか、ちょっとそれはご検討いただけますかね。

【国土交通省】 確認いたします。

【部会長】 ○○先生。

【委員】 2点申し上げます。1つ目は非常に読みづらい、わかりづらいということで。特に1ページ目から3ページ目の地震対策の前の津波に関する文章、非常に抽象的で、一応ご説明聞いて、こちらの図版のご説明に入って始めて私、内容がわかったんですけれども、この文章、何度読んでも何が言いたいのか非常に抽象的なので、これがもしこの文章が官庁営繕の全国の組織に配って何らかのアクションをしてほしいという文章だとすると、よりわかりやすくする必要があると思う。

【国土交通省】 わかりました。

【委員】 それで、なぜわかりづらくなるかということは、先ほどの○○先生のご意見とも重なってくるんですけれども、最終的にはこの骨子なりこの骨子を膨らませた指針というものが、読み手にとってみればフローチャートが示されて、あるいはフローチャートの読める文章、つまりこうであれば次にこれをするという具体的に考えていく道筋がたどっていけるような具体性が、この文書の中の2.以降の地震対策と同じように示される必要がありますので、そのフローチャートにして、それはどういうことかという具体的なことは、まずリスクをどう評価するのかという基本的な考え方と、あと対策とかとの機能設定の考え方で、減災のミチゲーシオンということと、レジリエンスいいましょうか、どう仕組みを回復させるかということが合いませになっていると。

それとあと、避難するなり、あるいは救援する段階での求められる性能と、やはり復旧する段階での性能というものが合いませになっていますので、今そこをやはり区切って、

構造化した上で書いていただけると、ここでされている趣旨というのがもっとよりわかりやすくなりますので、半分エディトリアルではありますが、しかしそこを明確にしないとこのメッセージが伝わりませんので、整理をお願いしたいと思います。

2点目はもう皆さんがおっしゃったように私もむしろ既存施設が大事で、今の日本列島が置かれている状況を考えますと、多くの官庁施設がいわば危険、リスクにさらされているわけですね。ですから、今から整備してどれだけ間に合うかわからないけれども、まずは今ある施設におけるミチゲーションなりレジリエンスをどう高めていくかということがまず基本にあって、その上で施設整備の機会により安全側に持っていくというようなこと。それは全くの現実だと思しますので、これですとやるべきことが多くあるの中で、順番が逆なように思うんですね。むしろ既存施設のほうで、まずどうするかということが先にあるという形。

具体的にはやはり、特に津波に関しましてはハザードとその避難のあり方は非常にローカルですので、それぞれの施設においてどういう津波のリスクがあって、どうなるかということの評価するようなことを悉皆的に、つまり官庁営繕部なり、あるいは入居官署とともにするというのを、むしろ私はアクションとして明確に入れるべきだと思うんです。とにかく悉皆的なリスクの評価から始めるべしということ。

【部会長】 それはどちらかというところⅡですね。

【委員】 Ⅱですかね。

【部会長】 はい。ハザードがかなり与えられた状況ですので、それについての主として既存施設のリスク評価をして、〇〇委員がおっしゃった優先順位をつけた施設整備計画のあり方という形ではないかと思う。そんな理解でよろしいですか。

【委員】 そうですね。それでそのリスクがあるからこそ、先ほどからおっしゃっているソフトについて、当面そうするとそこまで戻るのであればこうしようかという話も、個別にそれぞれの施設で出てくると思います。たてるモチベーションになるかと思しますので。

以上でございます。

【部会長】 ほかに。どうぞ、〇〇先生。

【委員】 質問ですが、3ページの2.の地震対策の拡充についての丸3つ目、液状化対策は官公庁施設の建物の下だけやるという意味ですか。

【国土交通省】 こちらの趣旨は、建物の下は今までもまあやっておりました。液状化

対策については、ですので、建物の下以外の敷地内という意味です。

【委員】 つまり官公庁の敷地内だけやるという意味ですね。

【国土交通省】 そうです。敷地内です。

【委員】 そうですか。わかりました。それからもう一点いいですか。4ページの3.の表題ですが、津波と地震の共通のということでもいいですか。

【国土交通省】 はい。

【国土交通省】 ちょっとタイトルは、また工夫します。

【国土交通省】 先ほどの屋外管路下の問題ですけども、当然敷地の外側との関係がないと、何の意味もないというのはおっしゃるとおりなので、そこは優先順位として地域がちゃんとやっているところは当然中までやらないといけないみたいなことになりますので、そこはどこまで表現できるかということですけども、趣旨としてはそういうことです。

【委員】 だとすると、そこに液状化対策までして、そこに続ける効果と、いつそのことほかのところに移るとのこととの綱引きですよ。

【国土交通省】 そうですね。

【委員】 ということになるんですね。わかりました。

【部会長】 このあたりは〇〇先生がおっしゃった周辺道路との問題とかですね。

【国土交通省】 そこはちょっと書き切れていないので。

【部会長】 多分、官庁施設だけで完結するのではなくて、やはり地域計画だとか地域の防災計画というのと一体だという。

【国土交通省】 それらと踏まえて適切に対応していくということを書き加えたいと思います。

【部会長】 やっぱり自分たちでできるのは敷地の範囲内なので。

【国土交通省】 そうなんです。

【部会長】 ほかに何かございますか。

私1点、部会でもいろいろ議論になった官庁営繕部のほうが整備する官庁施設が、いわゆる避難ビルに指定された場合の議論がここでも随分あったと思うんですね。避難ビル、〇〇先生でしたか、やっぱり避難ビルと指定されなくてもやっぱりだれか来るだろうと。そのときにはむげにクローズはできない。やっぱりというふうに、この官庁施設と、避難ビルの指定というのはどこかに書けないかなと思っているんですけども、1.に書くか、

3. に書くか、どこに書くか。

【国土交通省】 現在2ページ目の一番下の丸に、避難ビルとは書いておりませんが、「地方公共団体から最大クラスの津波に対する一時避難場所としての機能確保を要請された場合には」と書いてありますが、こちらは簡単に言うと避難ビル指定の要請をイメージして書いております。

【国土交通省】 ただ、先生おっしゃっているのは、もっと積極的にという。

【部会長】 ええ。

【国土交通省】 言われたからやるということではなくということ。そこについては津波対策推進法でも津波避難ビル、書かれていますので、そこは新しく官庁施設に与えられた、期待されている役割の1つかと思いますので、そういうふうなことでもっとわかりやすく表現は改めたいと思います。

【部会長】 そうですね。ぜひお願いしたいと思います。初めのご紹介いただいた、石巻だとかそういう具体的な事例をお持ちですので、それらの結果からこんな役割も果たせるんだということはぜひ骨子として入れたいと。

【委員】 よろしいですか。

【部会長】 どうぞ。

【委員】 今のことについて、先ほどから地方自治体との関係で幾つかのご意見がございますけれども、一般論としての地方自治体ということではなくて、やはり災害の諸法令の組み立てから、基礎自治体が主たるプレーヤーにはなるんですけれども、現実的にこういった施設に関する技術力とか、こういう防災対策についてはものすごく大きな開きがあるので、一様に自治体から言われましたから対応しますということではなくて、やはり自治体としては、むしろ官庁営繕施設のほうからある種のイニシアチブをとって地域の中で指定してもらって、その地域全体の防災性を高めるために、それなりの能動的な役割を果たすことのほうが社会的に合理性がある場合があり得ますので、ですから非常に自治体の持っているパワーによって、少しフレキシブルに対応できるような含みを、これからつくっていくかれているときに、残されたほうがよろしいんじゃないでしょうか。

【国土交通省】 ○○先生からも先ほどちょっといろいろご指摘をいただいたんですけども、やっぱり自治体との関係で言うと、今、法律に書かれているのは、このことだけはしっかり書かれているので、それをてこに、てこというかあんまり押し売りにならないように、しっかりニーズを踏まえて、より能動的に対応していくように。

【委員】 実情に合わせて、全部が全部とはいかないでしょうけれども。

【国土交通省】 それは地域にとっても決してマイナスではないことなので。

【委員】 そうですね。

【国土交通省】 そういうことでちょっと、表現を見直したいと思います。

【部会長】 ○○先生。

【委員】 人命の安全確保最優先といろいろなところに出てくるんですね。確かにそれは最優先すべきなんですけれども、そのためにハードとソフト、それぞれ何をすべきなのか。特にレベル1とレベル2でどうそれが対応が違ってくるのかというのが全く書いてないんですよ。そこをもう少し明確にというか、人命、例えばレベル1のものが襲ってきたときの人命安全確保というのは、おそらくレベル2とは大分違う規模なんだろうと思います。場合によってはレベル2の場合は、庁舎自体の、働いている方も含めて、いろいろな意味での人命の安全確保をしていかなきゃいけないので、大分違った対応になるように予想するんですが。ただここで、単に、若干枕言葉的に何か人命の安全確保最優先としての何かいろいろなことが書いてあるんです。もう少し機能確保という意味で、そのために何をしなきゃいけないのか。最優先なんだから一番ほんとは最初にしなきゃいけないはずなんだけれども、ほんとうに実際何をすべきかというのが全く書いていないので、それをもうちょっと何か。多分、十分検討、まだこの議論をしていないと思うんですけれども、少しお考えいただいて、少し加筆したほうがいいかと思います。

【国土交通省】 そうですね。そこは肝になるところ、いずれにしても。レベル1とレベル2のどう違う施設整備をするのかというのは非常に肝なので。

【委員】 例えば周辺の住民の方々を受け入れるなんていうのは、レベル2のときは十分あり得ることだと思います。レベル1でそこまでなくてよさそうな気がするんです。みたいなことがあると思うので、何かうまく書き分けるといいと思います。レベル1とレベル2の目標が結構似たポジションになっちゃっているんで。

【部会長】 ほかにいかがでしょうか。このⅠの基本的な考え方のほうでございます。ここが大体固まれば、後のⅡのどういうふうな施策を提言するか。○○委員。

【委員】 非常に、今回出していただいた資料は、現実的な範囲でシチュエーションを分けていただいているんで、非常によくされているんじゃないかと思うんですね。いろいろと建物、外との連携とか自治体とかいうところはフレキシブルに進めていくのが大事だと思うんですけども、その一方で、建物の中で一時避難場所や活動拠点室、ミニマムにそ



ろえていくという、何か機能を持たせるといところ、そこに関してはかなり結構もうわかりやすくシンプルに、もう固定的にやっちゃうというのは1つの路線かなって気が。すべてをやっていくと大ごとになると思っていて。無理だと思いますけれども、実際は何か発電ユニットとか通信ユニットみたいなものを標準化して、あとは建物規模に合わせて個数を変えていくとかいうぐらいシンプルなものでも逆にいいのかなという気もするので。全部が全部フレキシブルだったら多分対応し切れないし、また何かあちこち建物ごとに操作とか何か全然違うというのは逆に大ごとなんで、ミニマムなところについてはもう標準化とかシンプル化というのも1つあるんじゃないかなというところで、もう固定的にシンプルにしちゃう、うんとフレキシブルに対応していく部分というのは、まあ結構あってもいいのかなと。

【国土交通省】 設備系とかですね。

【委員】 ええ。標準化。どうせ発電とか通信だと思うんですね。ほんとうに。ミニマム必要なのは。この辺なんかはもう全部決めちゃって、操作も全部同じで、あとは個数だけで対応しているとか、そんなんでも現実的にはいいんじゃないかなという気が正直しています。だからフレキシブルな部分と固定的な部分、ミニマムはちょっと、そこもフレキシブルな対応があっていいかなという気がします。現実問題として。

【部会長】 ただ用途が変わったり、ある意味でどんな施設になるかというのも将来的には固定されるわけでもないし、それから外力も第4次想定なんてやられて、また外力レベルも変わるようなこともあったりという意味で、少し柔軟性を持たせておこうという意見がここに盛り込まれているんですね。その点についてはいかがですか。

【委員】 それはそれでフレキシブルにやられたらいいと思います。私は機能ですね。機能側としても電気供給するとか、通信するとかいうとかいうところは、まして非常時ですから、ある意味、それこそ軍用機とか自衛隊とか、ほんとう、どんなときでも最低限の機能が必ず共通でシンプルで使えるとか。具体的なイメージは、アイデアはないですが。すべてがフレキシブルというのは大変過ぎるかなというふうにしていますということです。

【部会長】 フレキシブルという言葉に対しては、多分基本的には強い異論は出ない。先ほどの人命最優先と同じような話で、あまり強い異論は出ないということかもしれません。表現についてご検討いただいて。

【国土交通省】 検討します。

【部会長】 ほかに何かいかがでしょうか。Iのほうについて。

よろしければ、それを受けて、部会のほうが営繕のほうに勧告をする当面実施すべき施策ということ、Ⅱのほうに議論の中心を移したいと思います。こちらについてはいかがでしょうか。

【委員】 いいですか。

【部会長】 はい、どうぞ。

【委員】 これも質問で申しわけないんですが、このⅡの中に、地震に関する対応というのは、当面実施すべき施策は要らないんですかね。実施はもう十分できちゃっている？

【国土交通省】 関連基準の部分に対しては、長周期地震動への対応でありますとか、先ほどご指摘の液状化の話とかを盛り込みたいと考えています。

【委員】 例えば3ページのエレベーター設備における対策、変形抑制対策、構造部材の状況確認、措置、液状化、それから天井落下ってそういうことは当面はやらなくていいんですかね。

【国土交通省】 現在4ページ目の関連基準の見直しの丸の2つ目に書いている。

【委員】 これ、技術基準でしょ？

【国土交通省】 そうです。

【委員】 技術基準じゃなくて具体的な対策は何かやらなくていいのか。調査だとか確認だとか、そういうのはしない？ 実際に何か手をつけるとか。そういうことはここには書かないですか。漏れています。

【部会長】 それは先ほど皆さん方からいただいているⅠ（5）に書かれている既存施設の対策が、いわゆるサステナビリティの観点からも重要な観点、ここから少し充実するという、これを受けた形で今、〇〇先生の既存施設の性能確認ということ。

【国土交通省】 そこは明示的にしておりませんでした。我々やるつもりではいたけれども、そこは抜けていましたので、きっちり書きます。

【委員】 今、部会長が言われた（5）の既存施設への対応、この対策は位置づけから言うと津波に入っているんですね。2. が地震なので、地震と津波両方で、実施すべき対応はみんな（5）に入っている。具体的には津波、津波、津波で来ているので、地震に関係しても、何か急ぐものがあればやる必要があるのか。

【国土交通省】 そうです。

【委員】 やっておかないと天井が落ちてまずいのではないかという気がします。以上です。

【国土交通省】 書き切れておりませんでした。

【部会長】 この全体の報告の表題が大津波等という中で、この「等」の中に地震を含めて、それが3ページの津波の話がずっと来ていて、今、〇〇先生の話、(5)が来ていて、その後大きな2.で地震対策ということで、急にここに地震が入っちゃっているところが、若干構成上難しいんですけども、内容的なものは盛り込んである。そうですね、(5)の既存施設の取り扱いについては、ちょっとご検討いただけますでしょうかね。

【委員】 よろしいですか。

【部会長】 どうぞ。

【委員】 この関連基準等の見直しの最初で、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」(以下、「位置、規模及び構造に関する基準」)に規定するという。何かこの位置というのは、最初のIでは立地というのと機能確保で来ていて、僕はこれは場所的対応と空間的対応で把握したらどうかということを書いていたんですけども、ここで位置、規模、構造というふうにやったときに、位置というのはおそらくロケーションなんで、それにうまく対応する形、立地的な問題と施設のいろいろな性能の問題というふうにしたほうがきれいではないかという気がするんですけども。

【国土交通省】 規模と構造がいわゆる空間とかそういうのをあらわしますので、これは法律用語なんで、こういうかた苦しい言葉になっております。

【委員】 何かわかれば。

【国土交通省】 そこはわかりやすくよく整理して書くようにします。

【部会長】 細かい点なんですけれども、今、官庁施設における津波への対応という1番目の、技術基準というのは、具体的にはどんな技術基準が今、改定対象になるんですか。

【国土交通省】 現在のまだ。

【部会長】 つくるわけじゃない？

【国土交通省】 どこにも言っていないですけども、現在、基本的性能基準というもののの中に浸水性能という性能がございまして、つまり水があふれてきたときに対応する性能を書く部分がございます。それと、先ほど〇〇先生ご指摘の地震力、耐浪性については、その浸水性能と波が来たときの外力に対する強度については分けて書くのかなと思っていて、現在、浸水性能の部分と切り分けた形で津波による外力に対応を、総合耐震計画基準に記載しようかなというふうに、事務局のまだ素案ですけども、考えているところです。

【部会長】 確認したかったのは、改定になるのか、新設になるのか。

【国土交通省】 浸水性能というのは、今も実は記載がございますので、そういう意味で改定というふうに書いただけです。

【部会長】 何かうまい表現ないですかね。

【委員】 今の点なんですけれども、私も確認したかったのは、前回の部会に出ていなかったもので、そういう話は資料として出ているのかなと思ったんですが、あんまり出ていない？

【国土交通省】 出ていないです。

【委員】 それなら聞きますけれども、その関連基準等の見直しについて、幾つか明示されている基準もありますし、抽象的に書いているものもあるんですが、これ、あと何回やるつもりなのかわかりませんが、資料としては、基準があるものについては基準の原点と、これを具体的にどういうふうにするのかという改定案の、細かい文言まではいいと思うけれど、方向性について、少しブレークダウンしたものが出ていないと、何か規定するとか改定するとか抽象的に言われても、そんなこと報告書に書いてもしょうがないので、もうちょっと方向性が出るような形で書き込めるような参考資料はぜひ準備をしていただきたいと思います。

それから関連で言うと、2. のところは報告書に書けばそれでいい。官庁営繕部としてそういうつもりでやりますということでしょうから、まあいいのかなと思うんですけども、3. なんですが、さっきの意見書制度ですが、ご検討いただきたいのは、さっきの部会長のお話もありましたように、官庁営繕部の話で非常にフィールドは狭いんですけども、しかしながら背後にある立地の問題であったり、あるいはソフト対策等どうやって、少しは関連づけたいということがあり、あと自治体との関係もあるということで、要するに官庁営繕部の話というのが官庁営繕部にとどまらない広がりを持った、そういう課題であるということが1. の部分で書かれていて、一部それを受け入れているということになりますので、そういう社会的な要請を受けて、意見書制度の拡充について検討するぐらいの文言は入れてもいいんじゃないかなと思うんですが、そこはいかがですか。感触としては。

【国土交通省】 何ができるか考えたいと思います。

【委員】 意見書制度の拡充ね。

【国土交通省】 意見書制度は国対国なので、自治体は入ってこないんですけども。

【委員】 だからそれも含めて拡充ですね。

【国土交通省】 検討します。

【委員】 結構大きい話になりますね。

【部会長】 そうですね。

【国土交通省】 かなり大きくなります。

【委員】 質問ですけれども、その意見書というのは、例えば事業施設とか文教施設とかやっているのに、官庁営繕部としてかなりな意見は出せるんですか。

【国土交通省】 営繕計画といって、来年度こういう施設整備をやりたいという計画書が上がってきます。各大臣から国交大臣に対して。その中身について技術的に、技術基準、位置、規模、構造の基準とかいろいろなのを照らして妥当かどうかの判定をする。

【委員】 具体的に、今年この施設を建設するとかいうのが上がってくるのか。

【国土交通省】 計画書が上がってくる。

【委員】 ほかの官庁がやっていて、それに対してチェックというよりはもう少し大きい？ それとも具体的に……。

【国土交通省】 それに対して意見を言う。チェックというか技術的な意見を言う。

【委員】 チェックはできるんですか。

【国土交通省】 はい。妥当ではないとかですね。これはこういうところがまずいということまで言える。

【委員】 そうですね。わかりました。

【国土交通省】 規定上はですね。ただ現実的には事前に当然ですけれども事務的な打ち合わせをします。

【委員】 すり合わせた上で出てくるんですね。

【国土交通省】 ええ。当然、事前に打ち合わせをしますけれども。

【部会長】 内容的には今まで耐津波に対する視点が欠けていたから项目的に追加すると。

【国土交通省】 そうです。津波に関して適切に計画を立ててくださいとか、今の計画だと津波に対してはちょっとよろしくないとか、そのような趣旨です。

【部会長】 そうですね。それが、前段のほうの、言ってみれば津波への対応とか、それを多分参考にして各省庁は出してくるというのが前提になるわけですね。

【国土交通省】 そうです。ご案内のとおり施設整備は官庁営繕部がすべてやっているわけではございません。各省が計画して各省が実施するものがありますので、それについて

て、ちょっとまずいとかそういうことを申し上げる制度です。

【委員】 よろしいですか。

【部会長】 どうぞ。

【委員】 地震対策のところでは地震動による建物の変形を制御するとか、エレベーター設備における対策を進めていくとか、構造部材の状況を確認できるような措置を講ずるとか、あと津波のほうでも色々な、1階で力を受けないようにするとか、何か庇を出すとか色々な提案をされていたと思うのですが、そのようなものが当面実施すべき施策の中で、何か全部関連基準等の見直しに押し込められているような気がしています。基準の整備だけでその部分がやれないものが結構あると思います。特にエレベーターとか、地震動を受けた構造部材の損傷状況を確認するというのは、基準の話ではなくて新しい技術の開発を促進するような、そういう発信のようなものになってくると思います。そういったものがこの1、2、3、4の中では、書かれるところがないように思います。官庁営繕部ならば何かうまく世の中のそのような技術を改善する方向に誘導することができると思います。そういったものを書く項目があってもよいような気がしています。

【国土交通省】 検討します。

【委員】 よろしいですか。今の意見に近いんですけども、どうも津波というときに、東日本大震災の結果を受けての話になっていて、つまりそれは新築をやり直すという、前の基本方針もそれに引きずられていると思うんですね。やっぱり一番今、重要なことは、いろいろな方から意見が出ていますように、既存施設をどういうふうにするのかですから、当面急いでやるべきことは診断じゃないかと思うんですね。耐震診断はある程度やられたんですけども、それならその合併で、津波が来るときにどうなんだと。それをやった上での基準なのか、個別対応なのか、何か極端に言えば全部の施設官庁の点数づけをして、これはこういう対応にするんだというぐらいのことをやらないといけないというのが多分当面やるべきことで、ここにある基準の見直し等はその後で考えるということじゃないかと思うんですけども、その辺が東日本大震災に引きずられて、新しい制度をつくれればいいということになっているんじゃないか。これは多分、それをやるとお金がなくて、さっきの多目的問題でいうと、金がないから何もできないということになるんですね。既存の施設はもっと手が回らない。逆で、既存の施設をうまく活用するということをするために、現状を押さえないといけないということが一番急がれると思うんですね。その辺を見直していただいたほうがいいんじゃないかと思います。

【国土交通省】 先生方からいただいている今の指摘は非常に大きい問題で、やるつもりではあるんですけども、やっぱり新しいものをまずやってからみたいなことになっていたので、そこはぜひやりたいと思います。

【委員】 新しいのは100年かかりますよ。

【委員】 よろしいですか。

【部会長】 はい。

【委員】 全く同意見でございまして、ですから普通は、もう項目の中にストックをどうするんだという項目を挙げることに、そっちが優先度はむしろ高いんだというような項目立てをこのⅡですべきだと思う。

それで財務省の理財局と絡んでくるところではあるんですけども、要は今、〇〇先生おっしゃいましたように、診断といいましょうか、リスク評価といいましょうか、でそれは一々細かくできなくても、少なくともハザードとしては、それぞれのところにどれぐらい津波が来るかというハザードをそれぞれの人たちに情報を届けることは、ある意味では第一義的にはできるはずだと思いますし、そうしつつ、例えば理財局できなくてこちらができることだとすると、そういう〇〇先生がおっしゃった診断するときに診断の方法とか、簡易診断の方法ってマニュアルをつくって、それを官庁営繕部のほうから公共財産を管理しているほうに差し上げて、全国のそういったストックに使っていただくとかいうことはできるかと思いますので、それはぜひお願いしたい。むしろそちらのほうが私も優先度が高くて、それと並行する形で、この基準例をつくるのはいいでしょうけれども、むしろ切迫感というのは、今おっしゃったことのほうが高いように思います。

【部会長】 既存の対応ついて優勢ですので、報告書としての体裁を考えさせていただきますけれども、既存建築物に対する取り扱いをもう少しやはりやるということです。

【国土交通省】 充実させていきたいと思います。

【委員】 一番わかりやすいのは、さっき発言しましたけれども、官庁営繕部の管轄じゃないですが、新幹線はどうなんですかということ。

【部会長】 新幹線はJRですね。

【委員】 私自身も疑問ですよ。どういうふうな状況になるのかというのは、国民皆さん気になっていることで、だれかが怖くて言えないのか、あるいはこうなんだって言えるのか。それはわりと早めに明確に言ったほうがいいと思います。覚悟して新幹線に乗ると、突然びっくりするのでは随分受け止め方が違うので、それを明確にしてもらいたい

という、さっきの話と同じですよ。

【部会長】 ○○先生のお話は、ちょっとこの場とは場違いでございますので。

【委員】 わかりやすい話としてはそういうことです。

【部会長】 例えば昨日の分科会のような場でご発言いただければと思います。

ほかに何かございますか。○○先生。

【委員】 今、既存の建物のことが出ましたので、むしろ安全性の確保を考えるのはこの場の主題ですけれども、そういう基準ということで、既存の建築の文化的なものが建てかえられる、あるいは改築されるということのないように、その辺の総合的な視点を失わないようにしてほしいと思います。

【部会長】 私も、先ほど○○先生からのお話の基準の見直しですけれども、多分官庁営繕は、基準法は守る。具体的に言うと、昨今、長周期地震動に対するパブリックコメントだとか、天井落下の問題だとか、エスカレーターの落下防止等について今パブリックコメントがかけられていて、何らかの対応がなされると思うんですけれども、官庁営繕部として耐震クラスみたいな建築基準法よりも少し性能を上げた改定というのは視野にあるんでしょうか。例えば天井落下について、こういう荷重に対してこうしろというのが、今パブリックコメントにかかっているんですけれども、官庁営繕だから耐震等級1.25とか1.5みたいな形で、少し性能の高いようなものにするとか、そういう基準の見直しというのはどうなのか。

【国土交通省】 現状その天井が、天井高6メートル以上を対象として規制がかけられる方向性ですので。

【部会長】 そうですけれども、官庁営繕はやはりいろいろな事務空間があるから4メートルとか3メートルでも、いわゆるあれは人命、6メートルの高さから落ちてきたときの損傷にかかわる問題ですが、やっぱり機能保持として、天井落下したところでオフィスで仕事ができるかということが1点ありますね。やっぱり官庁施設として現行、基準法よりも性能を高くするという方向を、この基準の見直しで出すかどうかという点ですけれども、いかがですかね。ちょっとお考えいただけますか。

【国土交通省】 高くというよりも対象が6メートルを超えないものが非常に多いので、何らかのそこの部分について、何らかの方向性を出す必要はあるのかなとは思っております。

【国土交通省】 もっと低いところでも、それに準ずるとか。



【部会長】 6メートルとか200平方メートルだとかという数字だったと思いますが、けれども、そういう数字というのはある意味で一般建築物の性能というのに対して、官庁営繕としてやはり耐震等級と同じような考え方で、少し高い性能を要求するかどうかということ。

【国土交通省】 性能、もっと小さいとか狭いところにも適合するみたいな、そういうイメージは今、持っています。

【部会長】 そうですか。

【委員】 そうですね。説明のときにも、6メートルとか200平方メートルと言ったけれども、普通の天井にも適用できるような考え方を提案しているから、ぜひ普通の天井でもチェックしてほしいと言っていましたけれども。

【国土交通省】 その普通をどこに置くかについてはちょっと議論をさせていただきたいと思います。

【委員】 そうですね。〇〇先生がおっしゃるようにそこら辺は少し高い性能を要求してもよいと思います。

【国土交通省】 少なくとも基準法を守っていればよいということにはならないと思うんですね。もう少し前向きにしたいと思っております。

【部会長】 ぜひ、その辺はお忘れないようにお願いします。

【委員】 何か前、関東地方整備局、埼玉の施設ありますよね。あれの事業計画を大分何年前に見たことがあって、そのとき高コストなんですね。単価が。そのときの局長さんのご答弁は、ちょっと当時はコストを下げるということで非常に厳しい批判がある中で、いや、ここは非常に重要なところだから、あえて高コストでつくったんだというご答弁で、非常に説得力があっておもしろかったんですけども、そういう考えは当然あって、実例になるのかならないのか、いま一つわかりませんが、そういう考えは普通にあり得る、最低基準でなければならないということではないんでしょうねとは思いますが。

あと何かわからないんですけども、結局、事務局がおっしゃっていることと、委員の先生のおっしゃっていること、大分懸隔があるような感じがしていて、どうやって落とすかということなんです、何かこの最後のところ、私自身は基準はやっぱり肝といいますかコアなので、そこはきちりちゃんと、この際ですから質的にも上げるし、量的にも増えますし、そこは可及的に広げるということで厳しくやってほしいと思っておりますが、そこに入らない大きないろいろな問題があって、守備範囲を超える部分もなきにしもあら

ずですけれども、そういうものについて、5. とかそういう項目を設けるなりして、さっき意見書のことを言いましたけれども、意見書、かっちりした制度で、あんまり傷つけるのはよくないということであるとすると新しい受け皿をつくって、そこのところで何か発信できるなりするような方向性を考えるというのもいいかなとちょっと思ったりしているので、何か項目を起こしたほうがいいのかもわからない。情報の伝達でもちょっと狭いんですよ。かするんでしょうけれどもね。いろいろな議論のところ。という感想を持っております。

【部会長】 4. については、先ほど来、施設利用者に対するハザードの周知だとか、もし津波診断みたいなのが行われれば、あわせてリスクの通知というのもできると思いますので。

【国土交通省】 実施すべき施策については、まとめ方を変えまして、既存施設というのを項目に起こすようにします。

【委員】 既存施設の調査に直接官庁営繕部の方が入るということはあるんですよ。

【国土交通省】 あります。

【委員】 そうすると何か調査活動の充実みたいなのが入ると結構効くなという気がするんですけども、情報の前提ですよ。情報収集活動のところかどうかと思いますが。

【国土交通省】 今でも保全指導といいまして、各施設の保全の状況について調査ができる。その保全の中身について耐津波対策の性能というのもあると思います。チェックするという事。

【部会長】 ほかに。最後に全般についてまた、Iも含めてご意見があればということで、今IIを検討しましたので、Iに戻ってこういうこともというのあれば、それを含む全体で何かご意見どうぞ。

【委員】 一般論なんですけれども、今後またいろいろと構成を変えていかれると思いますが、Iで基本的な考え方というのがるのであれば、それぞれの考え方に対して何を当面するのかということ、やっぱり比較できるように、ポンチ絵ではそうなると思うんですけども、文章の中でもちゃんと比較対応できるようになるということと、やっぱり時間軸みたいなことを考えて、例えば今の既存施設の現状を把握すると、それを踏まえた上で、基準の見直しをすとか。何か時間軸で、あれもやります、これもやりますとって何か、どれ先にやるのという話になりますので、少し時間軸を考慮にして、当面の対策というのは組まれたほうがいいだろうと思います。

【部会長】 はい。

【委員】 これ、まだ骨子なので、書いていないだろうとは思いますが、「初めに」みたいな、このⅠの後、すぐに津波の対応についてではなく、その前に、ほんとうに全体として何が重要なのかというのを書いた上で立地の考え方とか何かというふうに入っていったほうが良いと思う。だから、そのようなものは要る。

【国土交通省】 今日いろいろご意見をいただきましたので、そういうのも初めに入れて、やりたいと思います。

【部会長】 そうですね。場合によっては初めにと、それからⅡの後にも何かつけても、それは構いません。多分Ⅱの後のほうは、今までよくある例ですと半ページとか、そのぐらいですけれども、初めには1ページとか2ページぐらいのボリュームで書くことは可能だと思います。

【委員】 あと、大体こんなのでよくあるのは当面じゃないほう。

【国土交通省】 中長期的な課題。

【委員】 中長期的なもの、入れるか入れないか。入れ出すとまたいっぱい出てきちゃうから、どうでしょうかね。

【部会長】 今回に関しては、先ほど事務局からお話しになったこの参考資料2にある津波の問題が出て、それに対して、まずはわりと急いで対応していただいたということでございますので、中長期的な話はちょっと次回にさせていただきますでしょうか。

ほかに、どうぞ。

【委員】 補足的で、特に文章に反映するわけではないですけれども、これから作業する際にご配慮いただければ、念頭に置いていただければと思うんですが、今、国有財産のほうの管理で、私、そちらのほうの委員もしているんですけれども、よく出てくるのが、ある地方で老朽化した施設を廃止して、その中のいろいろな官署をローテーションしてまとめていくような、比較的ですから整備という概念ではないんですが、ある地域にある官署をリロケーションしながら集約していくようなことがございますので、整備の中にはそういうハードを動かすだけでなく、そういった地方の出先の機関が比較的大きく動いてしている中でも今日、ここにしているものがターゲットに、参照していただけるような認識を持っていただけたらと思います。

それともう一つは、先ほど〇〇先生がおっしゃったことに関連するんですけれども、災害のときのオートノマスな建物は何かということ、皆さんある程度具体的にイメージを持

ちながら、これから起草されていかれたほうが良いと思うんですけども、よく考えてみると東電の福島第一発電所の免震棟というのは、先ほどの〇〇先生がおっしゃったことからいけば、津波からは全く縁がない高台にあり、免震であり、かつエネルギーがオートノマスで自給できて、通信施設も全く独自の回線を持っているという意味では、究極のある意味ではオートノマスな建物ですので、それが良いから、それを実現しろという意味ではないんですけども、やはり何か技術者がこれを考えるときというのは、ある理念系とかある具体的な形を持って、それからまさにあるけれども、ここの官庁営繕の原則は何かなと考えたほうが、より具体的に考えられると思いますので、情報を集められて、それを下地、エクストリームな事例として念頭に置きながらお考えになっていくほうが具体的なんじゃないでしょうか。ご参考までに申し上げます。

**【部会長】** ほかに何かよろしゅうございますか。全体に対して。

それでは皆様方のご意見をいただきましたので、いただいたご意見の中でもトレードオフの関係にあるものも多々あるか、幾つかあると思います。そのあたり、各委員からのご意見を集約をして、次の成案というふうに進めていただきたいと思います。やはり共通したのは既存に対するものはぜひ必要だということと、それから、それが一番多分大きかったんではないかと思います。

それとやっぱりハザードが出てきて、リスクの話ということになっていますので、先ほど来からお話いただいているような、意見書を含めて、官庁施設が果たす役割というのを、この中で見えるような形で最終報告の案をお願いしたいと思います。

本日、大体議事が終わりましたので、本日の部会はこれで終了ということにさせていただきます。それでは最後に事務局のほうから。

**【国土交通省】** 本日は熱心なご議論をいただき、ありがとうございました。先ほど私どもの審議官が到着いたしましたので、この場にてご紹介申し上げます。

**【国土交通省】** どうも辞令の交付が11時だったものですから、遅くなりまして申しわけございません。大臣官房審議官を拝命いたしました〇〇でございます。今後ともどうかよろしくお願いいたします。

**【部会長】** 随分、多々注文をつけましたので。

**【国土交通省】** それでは閉会に当たりまして、私どもの官庁営繕部長から一言御礼を申し上げます。

**【国土交通省】** それでは、本日は大変熱心なご審議をいただきましてまことにありが

とうございました。本日いただきましたご意見を踏まえまして、次回は報告案についてご審議いただけるように準備を進めていきたいと考えております。

本日は大変ありがとうございました。

【国土交通省】 それでは本日の議事につきましては、国土交通省のウェブサイトに掲載すること等により公表させていただきたいと思っております。

また次回の開催につきましては、改めて事務局のほうから日程調整のご連絡を差し上げたいと考えております。

以上をもちまして官公庁施設部会を終了といたします。どうもありがとうございました。

— 了 —